

公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・市設置高度処理型浄化槽使用料の減免

対象となる方、減免内容等

生活保護世帯や重度障害者世帯などへの減免制度があります。

(1) 生活保護世帯・中国残留邦人等生活支援世帯

使用料が全額減免されます。申請の必要はありません。

(2) 重度障害者世帯・要介護世帯

下表 ~ のいずれかに該当する方が在宅されている世帯は、使用料のうち基本額とそれに係る消費税相当額が減免されます。

減免対象世帯等		申請の必要	申請に必要なもの
精神障害者世帯	1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯	あり	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳の写し 介護保険被保険者証の写し
要介護者世帯	要介護4又は要介護5に認定された方がいる世帯		
身体障害者世帯	1級又は2級の身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯	なし	/
知的障害者世帯	知能指数が35以下と判定された方がいる世帯		
重複障害者世帯	知能指数が50以下と判定され、あわせて3級の身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯		

(3) 災害等による被災世帯

災害等により居住の家屋が被害を受けた場合は、使用料の一部又は全額が減免されます。申請(り災証明添付)の必要があります。申請の際は、事前に下水道料金課まで御連絡ください。

減免対象期間について

・減免決定時

申請の必要がある場合(精神・介護・災害減免)

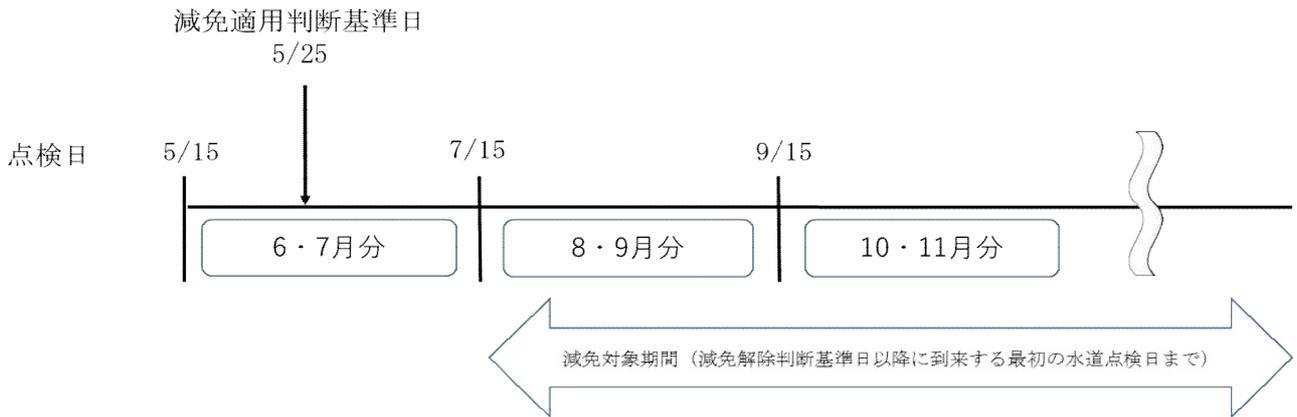
(例) 5月25日に精神障害者保険福祉手帳・介護保険被保険者証等の交付を受け、同日に減免申請をした場合の減免対象期間

減免申請日(減免適用判断基準日)以降に到来する最初の水道点検日の翌日の属する月分から減免されます。

申請の必要が無い場合(身体・知的・重複減免)

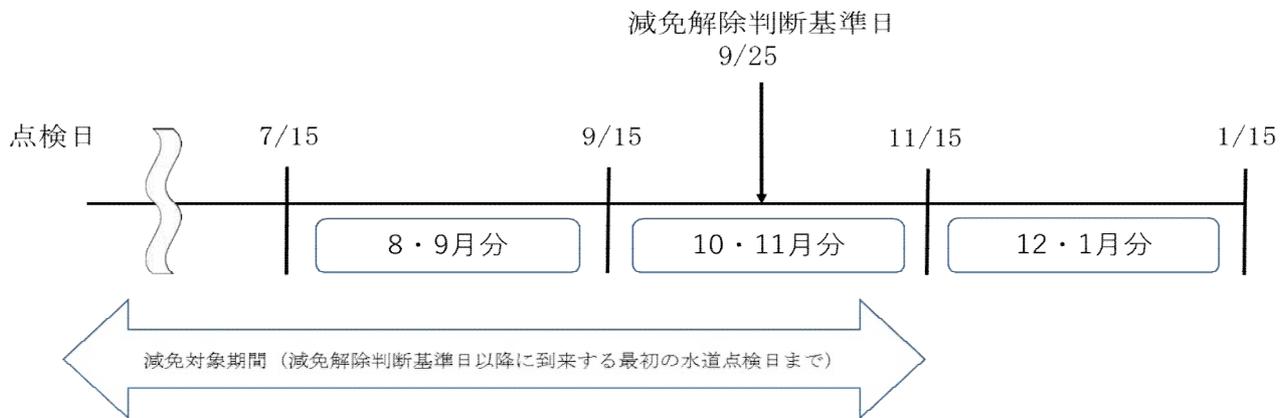
(例) 5月25日に身体障害者手帳等の交付を受けた場合の減免対象期間

手帳等の交付日(減免適用判断基準日)以降に到来する最初の水道点検日の翌日の属する月分から減免されます。



・減免解除時

減免対象者の転出等により減免されていた使用場所から異動があった場合や、等級変更等により減免対象外となった場合は、その日（減免解除判断基準日）以降に到来する最初の水道点検日の翌日の属する月分から減免が解除されます。



注意事項

以下の要件に該当する場合、減免対象であっても減免が適用されませんので御注意ください。

- ・減免対象者の生活の本拠が不明である等、減免対象とすべき使用料を特定できないとき
- ・使用者が法人、施設（建物）又はそれらに準ずるものであるとき
- ・水道用途が家事用以外であるとき
- ・減免対象者が2か月以上、施設や病院に入所・入院しているとき

施設や病院に入所・入院していた減免対象の方が御自宅へ戻った際は下水道料金課まで御連絡ください。

申請窓口（申請は郵送でも受け付けています。）

下水道料金課 住所：〒252-5277 中央区中央 2-11-15 市役所第1別館2階
電話：042-769-8376（直通）